

感動を生む。想いをつなぐ。
The Entertain**media** Company

J:COM

**情報通信審議会 電気通信事業政策部会
ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会
事業者ヒアリング資料**

**2011年6月21日
株式会社ジュピターテレコム**

ブロードバンドの普及促進は公正競争により実現される

ブロードバンド普及のための必要条件

1. 技術革新によるネットワークの高度化・多様化
2. サービスの多様化・差別化
3. 料金の低廉化

これらを実現するためには・・・

設備競争と投資インセンティブ

加入促進を直接喚起する**サービス競争**

両輪をバランスよく

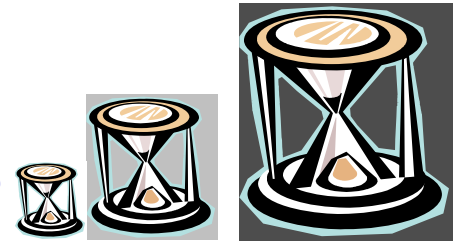
日本の通信市場環境で公正競争を担保するためには、ドミナント規制が最も重要な政策

調査期間の短縮化が必要

- ◆ 電柱(電力柱、NTT柱)・管路の空き調査に要する期間は
1～3ヶ月ほど(当社実績)

使用不可の場合はルート変更し再調査などにより半年かかることも

⇒ 総務省ガイドラインは「原則2ヶ月以内」



(他の事象は添付「参考」参照)

借りやすいルールの整備



施設所有者の協力

ルール改正による調査期間の短縮

- 調査期間は原則1ヶ月以内
- 使用不可時の代替協議の義務化

速やかな対応のための情報管理体制の充実

⇒ 関係情報のデータベース化の推進

BESTは ワンストップ化の実現による処理の迅速化、利便性向上



ワンストップ!



(例:自治体クラウドの活用)

- 公的電柱・管路等の線路敷設基盤の借用に関する窓口を一本化・データベース化
- 道路占有許可等各種手続きを窓口で手続きを代行し借用更新の手続き、費用についても一括で行う仕組みの検討

FTTHの不正勧誘防止が必要

現状: 大手事業者の勧誘行為の一部(特に代理店営業)で多くの苦情が寄せられている (総務省:電気通信サービス利用者WGより)

当社でも以下のような事象が発生しており個別に各事業者へ申し入れを実施

- ・「ケーブルテレビ会社から頼まれFTTHに切替えることになりました」
- ・「FTTH化によりケーブルテレビはなくなります」等

公正な競争環境を歪め、ブロードバンド普及の妨げとなる

不正勧誘防止に関する業界ガイドラン策定が必要

ドミナント事業者へは不正勧誘防止に関する公的ガイドランの改正も必要
(ガイドランは代理店への適用を含む)

日本ケーブルテレビ連盟では既に業界ガイドランを設け適正営業を指導

NTT東西のフレッツ・テレビの取り扱いについて

「NTT法」では放送業への参入は禁止されている

「NTT東西の地域通信網における独占的地位を用いて放送に対して
不当な影響力が行使されないことを確保する必要がある」
(総務省資料より抜粋)

現状:NTT東西が実質的に放送業を行っているかのような状況

- ・ 「NTT/フレッツ」ブランドを活用した販売活動
- ・ NTT東西によるオプティキャストの契約/請求/回収代行

競争セーフガードにおいて

契約する放送会社の広告への明記をNTT東西に要請

問題の根本的解決には至っていない

総合的な市場支配力を監視・評価・規制する機能が必要

■ 総合的な市場支配力を含む市場のドミナント監視・評価機能

- 現在認可されている活用業務(IP電話、FTTH、広域イーサ等)の十分な評価
- NTT西日本の事例のような更なる情報漏えいはあるのか？
- 総合的な市場支配力は取引関係にも影響を及ぼす
 - ・ドコモショップのFTTH販売
 - ・フレッツ・テレビの実質放送参入
 - ・FTTH代理店の不正営業

■ 監視／評価に基づく適切な指導、ルールの設定・改廃機能



活用業務の届出化が規制の形骸化につながらないよう規制措置の担保が必要

- 省令やガイドラインで十分な事前届出期間を確保し、公の場で競争事業者が意見申立てできる等の規定を維持すること(関係事業者のヒアリングの義務化等)
- NTT東西の実質的な放送業参入や、移動体事業・ISP事業等への参入は、NTT再編の趣旨や移動体事業分離に反し、独占回帰を助長するため、明確な禁止事項とすること
- NTT東西と他事業者との同等性の確保や総合的市場支配力排除の実効性を担保すること
- その他、実質的に各種規制を潜脱する行為については認めないこと

変化の速い通信業界ではドミナントを規制する常設機能が必要

- 総合的な市場支配力を含む市場のドミナント監視、評価、規制
- 活用業務の規制措置の担保

事前規制から事後規制への流れに伴い、これらを常時行うことが公正競争環境の担保につながる

事前規制が縮小していくなか……

事後規制の充実が重要

- **電柱・管路については更なるオープン化とルール整備を要望**
- **変化する市場環境に対応するため、公正競争環境を担保するドミナント規制の常設機能を設けること(事後規制の充実)**

【参考】電柱・管路の具体的事象

事象	要望
電柱共架の調査で強度不足の場合、当該電柱の強度改善を依頼する 場合があるが、改修までに更に4ヶ月ほどかかってしまう。	改修までの期間の短縮
電柱の調査依頼での回答が1～2ヶ月かかってしまう。	調査期間の短縮
河川横断・陸橋横断等での管路の空き調査依頼について電力会社の 回答が2～3ヶ月かかってしまう。	調査期間の短縮
一部電力会社の電柱共架の調査依頼についてWEB申請と紙面での申 請を求められる。	重複申請の軽減の検討
電力管路の借用において、同軸ケーブルは入線が禁止されている。	同軸ケーブル入線の検討